

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第1回寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会		
日 時	平成27年8月10日（月）午後2時	開催形態	公開
場 所	東分庁舎2階 第1会議室		
出席者	大川会長、秋田副会長、白藤委員、藤崎委員、千野委員、八ツ橋委員、古山委員、白岩委員、天野委員、臼井委員、加島委員 ※事務局…高橋健康子ども部長、青木副主幹、大鷲主査		
議 題	（1）会長、副会長の選出について （2）ふれあい塾・児童クラブの状況について （3）放課後子ども総合プランについて （4）その他		
決定事項	（1）会長に大川委員、副会長に秋田委員を選出 （2）ふれあい塾・児童クラブの実態がわかる資料を次回用意 （3）先進事例の資料を次回用意		
議 事	1．開会 2．委嘱状交付 3．あいさつ 4．自己紹介 5．寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会について ・資料1に基づき、委員会の所掌事務や組織等について事務局より説明 6．議題 （1）会長、副会長の選出について ・運営委員会要綱に基づき、委員の互選により決定事項のとおりに選出 （2）ふれあい塾・児童クラブの状況について ・資料2に基づき事務局より説明 ～質疑等なし～ （3）放課後子ども総合プランについて ・資料3に基づき事務局より説明 （質疑応答）		

●藤崎委員

児童クラブとふれあい塾の具体的な違いは？資料が数字だけなので解りにくい。

■事務局

児童クラブについては資料2に、放課後児童健全育成事業実施要綱の第1条に主旨が記載されている。「保護者の就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等の健全育成を図ることを目的とする」とあり、日中保護者が家庭にいない子どもに対しての保育、第2の家庭と言うことで児童を預かる場所になる。ふれあい塾は、さむかわふれあい塾事業に関する実施要綱により第2条「家庭、学校及び地域が連携し、児童の遊びの場、体験の場を通して異年齢児童間の交流を促進するとともに、創造性、自主性及び社会性を養い、もって児童の健全育成に寄与することを目的とする」とある。ふれあい塾は保護者の就労状況等に関わらず、その学校に通っている全児童が対象となっている。また誰が来ているか解るように登録制となっている。申込書を提出すれば1年間、自分の好きな時に体育館に来て、スポーツをしたり、遊びの場の提供をする事業となっている。

●千野委員

児童クラブについて。実際に運用している実態は？要綱は全ての学校で同じ要綱で実施しているのか？

■事務局

そのとおり。町の全ての児童クラブで要綱に沿って運営している。

●千野委員

個々の児童クラブで、運用基準のようなものはあるのか？

■事務局

あります。

●千野委員

その資料はあるのか？ないと個々の独自性が解らない。資料が欲しい。ふれあい塾は数値だけ書いてあるが、学校毎に登録数にばらつきがある。理由はあるのか？

●加島委員

学校の状況や周りの環境も異なる。希望するかしないかは保護者の意思。登録数はあくまでも希望数。

●千野委員

数のばらつきの分析はしたのか？希望するかしらないかの実態理由を調査したのか？やっていないのなら、一つの検討する課題としてとらえるので、それでも良い（どの時点での話か確認）

●白岩委員

ふれあい塾の申請用紙にそのような質問（どうして登録したのか）事項を書く欄はないので理由はわからない。学童も南小は生徒数が少ないが加入者数は多い。おそらく働いている人が多いと思う。旭小は児童数も登録児童も多いがパーセンテージとなると南小が多い。

●千野委員

町として、事業計画を立てて、現状を見ながら、色々な課題について調査し、解決していくことが必要。そういう中で、どのような分析をしていくかという質問の回答は。

●天野委員

資料はH27.6.30現在の数値。H25年度の実績と比較すると、年度によって差があるかもしれない。地区によって特色が生じていると思う。参加登録していない人に理由を調査したことはない。

●藤崎委員

ふれあい塾の登録人数が示してあるが、その中で児童クラブに通っている児童の人数は把握しているのか？人数をカウントしていないなら、今後学童の児童の1日の利用人数を知りたい。長期休暇のふれあい塾の実施状況はどうなっているのか？

■事務局

現在ふれあい塾は、学校が開校していて、かつ、給食がある日に開催している。学校が休みである夏休みは、現在実施していない。今のところ夏休みに事業を実施する状況に至っていない。

●藤崎委員

長期休みに実施しない理由はあるのか？学校が休みなのでやらないのか、やりたいけれどやれないのか？やれない理由はあるのか。今後、やっていこうと思っているのか、今後もやらないのか？

■事務局

ふれあい塾は実際には夏休みはずっとやっておらず、現在に至ってしまったと思う。ふれあい塾を開始した時に、夏休みにやるかやらないかなど、どのような検討をしたのかは不明。教育委員会から子ども青少年課へ事業が引き継がれ、そのまま以前のとおりに実施している状況。ただ、今回、この総合プランで皆様に検討していただきたいのは、今年から学童クラブが小学校6年生までが事業の対象となった。希望者がたくさんいるから、全員学童クラブに入れるかと言ったら将来的にはその可能性もあるが、急に施設をたくさん作るとか、施設を確保することは現実的には困難。そのような中でふれあい塾と連携して事業をやっていくことで、ふれあい塾の利用だけで放課後を過ごせる子、またふれあい塾終了後に児童クラブで過ごすことが必要な子への対応も可能ではないか。例えば5時以降はお父さんお母さんが帰ってくるので、児童クラブで無くても大丈夫というお子さんもいる。分散化という言葉が適切ではないかもしれないが、ふれあい塾で放課後を過ごせば大丈夫という家庭もあるし、そうでない家庭もある。ふれあい塾に児童クラブの対象の子どもが参加してもらうことで、補うことができるのではないかとすることで、皆様方に色々検討していただく中で、例えば、夏休みは困ってしまうので、ふれあい塾を開催することを意見として出す。そういうことを討議してもらえば良いと思う。

●大川会長

もう一つの質問がふれあい塾に来ている児童で学童保育に入っている人数に対する回答は？

■事務局

正確な数値は把握していない。たぶん、児童クラブとして全員つれてふれあい塾に参加するということはないと思う。ふれあい塾の集計は取っているが、学童保育の指導員が連れてこない限りは、その子が児童クラブに通っているかまでは名簿では解らない。

●藤崎委員

補足として、児童クラブの現状だが、体育館が使えるので本当は体育館に子どもを連れて行きたい。特に雨の日は狭い建物の中にいるので、体育館で遊ばせてあげたいので、ふれあい塾にも全員登録してもらっている。個人的に使うか使わないか別

として、ふれあい塾に登録してくださいとは児童クラブにお願いしている。

雨の日に登録している子どもたち全員を連れて、体育館で遊ばせることはあるが、現状5時までしかやっていないので、実際は15分くらい前から片付けが始まるので、6時限までであると児童クラブに来るのが4時近くになってしまい、それからおやつを食べさせて、体育館に連れて行くと10分くらい遊んですぐに片付けの時間になってしまう。本当は連れて行って遊ばせてやりたいが、実際にはできないというのが理由。クラブで連れて行かないのでは無く連れて行かれない状況。どうして使えないかというものがデータにないと、データにないから必要ないという話になると連携もとれず困る。児童クラブとしてふれあい塾に行かないのでは無く、現状のままだと使いづらいことを捕らえて欲しい。要綱とか今までの話の中で、児童クラブとふれあい塾の違いというのが何となく解ってもらえたと思うが、利用するのは同じ子ども。第2の家庭である児童クラブが遊びの場であるふれあい塾とは立ち位置が違うので難しいと思うが、せっかく連携してやりましょうということになったのだから、国からも降りてきているので、やるという前提で児童クラブに入れない子どもの受け皿、児童クラブまでは必要ではない受け皿としてふれあい塾があるというならば、ふれあい塾の中身をどうすれば児童クラブから流れていけるか分析してもらわないと、単純に今あるもの同士を並べて使える所だけ使うのはいかがなものか？出来る（ことが可能）ならば、もう（今現在）現場でやっていることかと思う。

●白岩委員

色々な理由から6時限が始まって、下校時間がだんだん遅くなってきていると思うので、放課後の時間が短くなってきている。ふれあい塾は4時半までなので私たちが現場で準備していると、1時間くらいはあっという間に過ぎてしまう。

●藤崎委員

4時半や5時のチャイムで帰って家にいられる子どもたちは児童クラブに入っていない。学童クラブに入っている子どもはその後の話なので、そこを両方とも分析して比べないと、どうすれば連携がとれるのか解らないのでは？ふれあい塾でも、今までやってきていない、実績がないので解らないのが現実と

してあるとなると、その辺をうまくやっていけば連携が取れるということを話し合う場だと思う。何について話し合う場なのか、前提が要綱を読んでいるだけでは解らない。

●千野委員

現場を実際にはタッチしたことはないが、外から話を聞くぐらい。実際に運用していく中で運用規定は個々の児童クラブがどのように運用されているのか、そのような資料があったらいただきたい。その中から何か色々な問題があるのか解るのかなと思った。今なかったら後でもよいので資料がほしい。この数値と要綱だけでは課題が出てこない。今の課題がわからない。例えばふれあい塾に参加している数値がこれから実施していくキャパシティーとしての枠で取れているのか。参加している人たちの声が上がってくるのか。参加している人たちの声は上がっているのか？申し込んでいない人についての理由が埋もれているものがあるのではないか？そういった声を吸い上げたことがあるのかと思い質問をした。

その辺も含めて、実際運用している方々の色々な課題なり問題点を、そういったことを踏まえて全体像としてはどのようにしていきたいのか？それについて短期的にはどのようなアプローチしていくのか、5年10年後にはどうするのか？

●大川会長

今言われた資料は集めることができますか？

■事務局

H26年度までは各学童クラブの保護者会、全部で5つの学童クラブに委託していたので、各々で規約を作って運用していた。今年度から寒川学童保育会に5クラブ分の運営を見てもらうことになった。現状の委託先である学童保育会の規約はすぐに揃うが、それ以前の各児童クラブの規約はすぐには集められない。

●千野委員

児童クラブは制度が変わって受けもとが一つになり、5箇所で開催されているということだが、ふれあい塾については、今までどおりということになる。ふれあい塾の運用とか。実態、登録者数、参加者数、要綱だけでは実態が解らない。資料を集めてもらえばありがたい。

●加島委員

ふれあい塾は下校から直接行くのか？一度帰ってから来るのか？

■事務局

基本的には一度家に帰ってから遊びに来る。

●大川会長

事務局として次回までに資料を集められるのであればお願いします。他に意見はないか。

●白藤委員

ふれあい塾は一度帰ってから、学童クラブは帰宅しなくても可能。

●大川会長

連携は、それぞれの団体の違いと言うか、それは考慮されて、その中でやれるところはやって行きましょうということですね？

●加島委員

ふれあい塾は一度家に帰ってから遊びに来る場所として体育館で、子どもが交通事故などに巻き込まれない安全に遊べるところ。夏時間なら5時、冬時間なら4時半に帰りましょうという放送が町から流れる。それに合わせた子どもの遊びとしてのとらえ方をしていくのかなと理解した。学童保育は保育なので、また、違った形で親が迎えに来る姿を見ているので、連携できるところもあるけれど、要素はそれぞれ違うと思った。そうすると学童保育の方が家の人迎えに来る時間、6時まで？

●藤崎委員

延長料金を払ってもらえば、6時30分まで預かる。

●加島委員

子どもが一人で帰るのでは無く、きちんと迎えに来てもらっている。ふれあい塾は時間になると子ども達だけで帰る。内容としては遊びの部分と保育の部分となっていて、要素が違うと思った。体育館を長く使いたいと言っても、登録している団体があって、バスケとかバレーボールとか色々な団体がある。月1回、学校に登録に来るが、9時まで利用でき、スケジュールがびっしり埋まっていて、そこに入り込むのは難しいし、子ども一人で遊んで帰れる時間としては遅すぎる。4時半と5時というのは町の帰りましょうという意向なのかと思う。

■事務局

児童クラブは児童福祉法に定められた第2種社会福祉事業、対象年齢は違うが保育園と同じような位置づけになっている。運営の基準も町で設備運営基準条例を定めている。条例の枠の中で運営を行う。かたやふれあい塾は生涯学習事業に位置付けられ、今、町で行っているのは子ども達の遊び場として事業をやっている。今後、連携や一体化の先進市の事例を見ると、例えば遊びだけでは無く、先生のOBの方にも協力をしてもらい、学習を支援するとか、宿題をみんなでやるとか、そういった事業をやっているところもある。児童クラブの子がふれあい塾がやっている時間に利用することは可能だが、その逆はない。そういう事業の位置づけとなる。児童クラブは生活の場、その一部として遊びだったり、学習だったり児童クラブでやっていることを、ふれあい塾に参加して、そこで時間を過ごすことはできる。それが今言われたとおり、時間的にちょっとしかないということもあるが、例えば授業時間が短い日については、もう少し参加できるとか、ふれあい塾がやっている時間の全てを児童クラブと連携しなければならないことではない。利用ができるようにする体制づくりをしておく。

●千野委員

町としては運用母体として、今のように全く別の母体として、運用上の問題の連携だけで、手段だけ向上を考えるのか。それとも、運用母体自体を一つのものにして、機能別に、例えばふれあい塾も今有るような機能、児童クラブの機能に子どもが参加してサービスが受けられるのか。

■事務局

先進市で児童クラブを運営している母体が児童クラブの中の時間、例えば1時間、塾に通わせる、英語を教えるところもある。今、町では児童クラブは学童保育会という、今後NPO法人を目指しているが、今は任意の団体、ふれあい塾は町の直営なので、支援員を臨時職員として雇いボランティアの人をお願いして、遊びを見守る形になっている。これで色々な事業をやるようになった時に、例えば児童クラブの委託先である団体が立ち上がったばかりだが、将来的に力がついて、ふれあい塾の運営もやってみたいということになれば、また、やれるような体制づくりが出来れば、委託先と一緒にすることも、ふれあい塾を直営ではなく、一緒にトータルでお願いすることも考えら

れないことではない。

●千野委員

今の団体は、町の方針としてはどの辺りが明確でないのか。

●天野委員

児童クラブの運営を今までの保護者会から新しい団体に委託したばかり。今すぐふれあい塾のことまでは、体制づくりはなっていない。

●千野委員

将来的にはどうか？

●天野委員

ふれあい塾も運営できるような力をつけた団体になってもらえれば良いと個人的には思っている。

●加島委員

ふれあい塾の指導員はどのようにしているのか？

■事務局

指導員とボランティアについては町に登録をしてもらっている。

●藤崎委員

現状のふれあい塾と現状の児童クラブを一緒にやろうと言うことは、難しいのは今までの話で皆さん思っていると思う。ふれあい塾も学童保育会が見て欲しいと言うことは、ここまできている学童保育会になった経緯と私たちがやっているところを考えても、本当現実的には無理だと思う。任意でやって、保護者が困っているのは、自分たちが自分たちで作った組織で、やっと運用している。もちろん町から税金で委託金としていただき、施設も作ってもらっているが、現実には事業を回している現場は当事者がやっている。そこに、さらにそれ以外に当事者以外の子どもたち、寒川の子どもたちについて、現場で考えてやってくれと言うのは、いかななものか。町の子どもたち、みんなに笑顔で楽しんで欲しいが、それは本業ではない。だけど困っているから自分たちでやっている。そのようにするしか方法がない。みんな仕事を持ちながら会議をやっている。ふれあい塾を今後児童クラブで学童保育会でやって欲しい、もって欲しいというのは困難だと思う。社会福祉法人のように地域のことを考えて、事業をやっているところでは、ありえるのかもしれないが、私たち児童クラブを何とか形にするために、団体を作

っていくところなので、ふれあい塾をどうこうというのは困難だ。

あと、図で放課後子ども総合プランの全体像を見て、かなり学校施設を使いましょうというのが大きくうたわれている。もしかしたら、放課後に宿題を見ていただけたらとか、今ふれあい塾がやっている事業だけを想像して、そこに児童クラブうんぬんは難しい。学校施設とは、余裕教室と体育館を指しているのか。

■ 事務局

いろいろなところ。例えばグラウンドとか調理室とか図書室とかを含めて、学校の授業が終わった後は使わない教室など。

● 藤崎委員

それは学校がある時に限ってではなく、夏休みも含めてか？

● 千野委員

今はそういうことは置いといて。基本的には学校が教室を使っていない時間帯に利用できる対象として特別教室も範疇に入っているということか？

■ 事務局

そうですね。これとは別になるが、学校が休みの土曜日の活用関係もあったりする。後は最終的にはなと思うが、夏休みも含めて出来る出来ないは別として考えていくというのはあり得ると思う。

● 藤崎委員

だとすると、こう言った学校施設の色々なところを活用させていただくということが考慮に入っているのだとすると、もう少し学童保育会の中で自分たちの子どものために出来ることは何だろうかと考えていくことは可能なのかなと思う。

● 大川会長

今の話を伺って、例えば中学校だと家庭科室や調理室を使いたい場合は事前に授業のセットすることもある。例えば、金曜日に使いたいのが月曜日に授業で使用するために、既に準備してあるので、利用を断ったケースもある。無条件で使用することは出来ないと思うが、基本的にはその方向性をもって出来るだけ児童クラブとかの使用を許可したいというのが事務局の立場か？

■ 事務局

そうですね、そう言った事も話し合えるよう、国の総合プランの方針で、学校の授業で使わないような施設を活用しなさいということもあり、教育委員会や学校の代表の方にもメンバーに入っていていただき、総合プラン運営委員会を設置した。その中で学校施設をより活用できるのかも含めて検討していく。無理に使うというわけではなく、学校と調整して、当然学校の授業が優先になるので、実際放課後で、例えば会長が言ったように教室を使いたいから次の準備が既にしてある場合はダメだけど、月曜日に授業が終わった後であれば、次に使うのが水曜日で、まだ準備をしていないなら、月曜日の夕方に使わせてもらう、そのような事業を組めるようなら組んで良いのではと思っている。

●大川会長

学校側にも周知してもらおうと言うことで良いか？

■事務局

はい。

●天野委員

児童クラブは専用の施設がなければならない。例えば調理室が月曜日に開いている。児童クラブの活動として、そこを使って良いかということではない。あくまでもふれあい塾の活動の場として、放課後開いている教室を利用して、今は体育館を利用して活動しているが、ふれあい塾で調理室を借りて活動する時に児童クラブのお子さんがふれあい塾に参加することは可能。しかし、児童クラブの活動として調理室を借りるのではないということ。

●藤崎委員

ということは、児童クラブは専門の部屋があるが、そこから離れて活動する場合には、その施設を管理するふれあい塾の担当者がそこにいないと児童クラブの事業として認められないということではないですよね？そうすると遠足事業がおかしくなる。

●天野委員

そういうことではなく、児童クラブの活動としては、町条例で運営設備、運営基準を定めているので、その中で実施する遠足は、学校内ではなく校外の事業で児童クラブの事業としてやっているのはOKです。ただ、児童クラブの事業として、例え

ば調理室を使用する場合、ふれあい塾としてやり、そこに参加するのは可能だけれど児童クラブとして毎週月曜日に借りることは出来ない。そこにふれあい塾に登録して児童クラブにいる子どもが参加する。児童クラブは社会福祉事業として活動、場所を届けてある。

●千野委員

それは現状の話。ここで、これから、皆で昨年までは関係者5名でやっていた協議が、12名で、これだけ大規模な関係者でやっていくことは、今までは児童クラブとふれあい塾、全く別の組織で別の運用で動いていたものを統合的にもっとうまく運用できないかという道筋を決定していくのが本題。現状ある法律等、様々な問題の中で、足かせだとかをきっちりさせ、新しくやるとなると、条例を直してもらわなければならないこともあるだろう。そのような方向性が意見としてまとまって、実際に方針を立てて実施していくことになると思う。政策上の問題も出てくる。そういう必要なもの、これから方向として、皆さんの意見を出して検討していく中で、色々な事が出てくる。本来一つの、新しいポリシーの基に、それを立てたうえで、関係事務の方に問題をクリアしてもらおう。この会議はそういう場だと思う。先ほどから言っているとおり、現状をまず知らないという話が出来ない。それから、町としては国から降りてきた方針に対して、どのような方向を考えているのか。委員会の今後、町の今回の会議の案内に書いてあった、放課後児童クラブとふれあい塾の効果的な実施について検討、協議してもらおうと書いてある。統合的に上手に運用できたら良いことを考える会と思っている。必然的に皆さんの会議に対して、色々な考えはあると思うが、もし、この会議の大きな方向性が決まれば、必然的にそれを進めるうえでやっていく基準が出てくると思う。要するに、この資料だけでふれあい塾と児童クラブの状況が理解できない。現状が見えるような資料が欲しい。

●大川会長

今の意見に対してどうですか？

■事務局

この会議は今回初めて。第1回目となるので、町の方針を示す場と考えている。2回目以降、具体的にどんなことをやっていくのか、皆様のご意見を踏まえながら、方向性を決めて行きたい。

今回、具体的なものがなく、現状が把握できないというご意見をいただきましたので、次回に向け資料を準備していきたいと思う。

●大川会長

この会は情報交換の場ではなく、第2条でも定めているが、「児童クラブ及びふれあい塾の連携に向けた体制の構築」となっている。ただし、千野委員が言うとおりの、制度・条例などの壁を乗り越えられるものと、そうでないものがあるが、その道を探っていこうと言うのが、この会議の趣旨になると思う。資料を集めてもらい、色々な判断の材料になるものをお願いする。

●千野委員

この会議を進めていくうえで、この運営委員会のタイムスケジュール的なものがあるのか？施行年の問題があるので、町もそれなりに考えていると思う。この時点では最低限、このようなものは決めておく、そういうものがあるのか？

■事務局

そもそもH27～31までの5年間で、どうやって事業を進めていくのか。この計画書のP44に放課後児童クラブの項目がある。下に数値が入っている表があるが、確保提供量で、これは国が数値を盛り込みなさいということで、子ども子育て支援計画を策定している。町に、子ども子育て会議を設置し、その会議の中で審議をして、町として計画数値として掲げている。それと同じように、今度はP54に表があるが、1番上に児童クラブ運営事業と言うことで、町はこういう事業を推進しますよということで計画の中で位置づけている。P72の表の最初に77番で、これがふれあい塾運営事業になり、この事業を推進していくことで位置づけている。その下の78番で、放課後子ども総合プラン推進事業で、かっこして新規事業となっている。H27年度からの新規事業として、この推進事業を始めますということで、皆様方に運営委員をお願いし、運営委員会を組織して体制の構築を図って、協議をしていただきたい。児童クラブについては、この計画の中で数値目標として、P44に掲げているが、放課後総合プラン推進事業の案は、この計画書には載っていないが、進行管理表を作成して、そこに目標を立てる。そこで皆様に協議していただいた内容を子ども子育て

会議に報告し、子ども子育て会議の中で進行管理を行っていく位置づけになっている。ですから5年間は進行管理をしていくことになる。

●大川会長

他に意見はありますか？

●加島委員

ふれあい塾は学校では、体育館だけですか？運動場も利用できますか？

■事務局

今は体育館だけです。

●八ツ橋委員

放課後の学校施設で、今までと変わってくる可能性があることが前提の上で、できれば、2回目の会議時には、メンバーで色々な意見が出ると思うが、学校施設に関しての代表として出席しているが、私だけでは答えられない部分がある。今までと変わるところとか、学校施設に関して、どう言ったとらえ方があるのか事前に周知して欲しい。再度持ち帰って学校サイドで確認するので、ちょっと待って下さいですとか聞いてみないと解りませんという状況にならないため、ある程度会議の情報を前もって、もらった方が良いと思うがどうでしょうか？

●大川会長

大変だとは思いますが、我々はどうしても縦割り社会となってしまう。今、ここでやろうとしていることは、横断的なシステムを作っていこうという流れなので、連絡調整は出来るだけ会議に間に合わせて、いただけたらと思う。

●加島委員

ふれあい塾について、現在行われないけれど、これからのふれあい塾のプランの中で、土曜日とか夏休みとか、そのような話し合いに発展した時に施設の、体育館だけではなくて、休みに学校施設家庭科室を利用するとかができるのではと今思った。

●大川会長

もうワンステップあって、子ども子育て会議で了承やチェックをされて、我々の意見が反映されていく。

●加島委員

発展していく可能性があるとしての話し合いである。

●千野委員

学校施設利用の一般への開放、エントリーの方法が変わったのか？

■事務局

有料化になりました。

●千野委員

今までは、各学校でやっていたものが、教育総務課で一括して全て学校の施設の使用許可を扱う。2～3か月前に押さえられれば優先的に押さえることが出来ると聞いた。

●加島委員

学校側がどういう計画でいるのか？

●千野委員

話しの中では体育館と教室が対象になっているが、今はまだなっていない。

●加島委員

今後可能かということですね？

●大川会長

難しいところですね。

●千野委員

実際にふれあい塾と児童クラブが総合的に見ていくと、片手間に自分の区分が対象になっているからではなく、一緒に考えていく、町の方針で委託してほしいと思う。

●天野委員

今は藤崎委員が言うように、保護者の方の力を借りないと学童保育会自体が運営できない状況にあるが、これがもっと発展して、保護者の方の手から離れて完全に法人の中で、従業員を雇って、全てのことが出来るくらいの団体になれば、考え方も違うものが出てくるだろうし、逆に法人に委託すれば切り替わるのではなく、地域ボランティアの方の協力をいただき、何か事業が出来ないかとか、色々な方面から考えていかないと、たち行かないと思う。

●大川会長

2, 3日前の新聞に、学童保育は現在、全国で100万人突破。また、実際には学童保育に登録したいのだけれど無理だと言うことも書いてあった。実際には把握できていない数がいっぱいいるのではないか。これからも、もっと、もっと、うなぎ

登りになってきているので、これから、私たちがやっている会議は、町における連携の方向性を決めていく会議になると考える。色々な意見が出ているが、クリアしていかないといけないことがいっぱいある。色々な面で考えられるものを出してもらって、良いものにまとめていくことが大事なと思う。

他に何か？今大きく、こういうことなんですとか、まだ具体はでていないが、確認が取れたところかなと思う。

●千野委員

先進的な事業を行っている自治体の事例を調べていただき発表して欲しい。

■事務局

例えば施設がらみで学童をこうしているとか、ふれあい塾はこのようにしている、支援員はこんな風にやっているとか、具体的な解りやすい形で。あと、モデルケースとして示されているものがあるので、資料として出していきたいと思う。

●大川会長

他に何かあるか。ないならこれで終了したいと思う。かなり審議してもらった。また、第1回、始まりの会議なので、これから、色々なアイデアを、寒川の子どもたちの放課後の過ごし方を実現させていけたらと思うので、よろしくお願いします。ここで会長の任務を下ろさせてもらう。ありがとうございました。

(4) その他

■事務局

次の開催予定は、来年の1月を予定している。先ほども出たが、国の方針でふれあい塾と児童クラブの一体化が掲げられている。町は現状では、両方とも各学校の施設内で行っている。一番問題になりそうな一体化の事業推進は、ある程度クリアしていると思う。次回から、どのように連携して運営していくかを具体的に検討していただきたい。

●千野委員

今後の予定は？

■事務局

今年度は全部で2回の予定。具体が決まってきたら、例えば施設のこともそうだし、管理責任とか運営責任も、きちんと分けてやらないといけない。そういったルールを作った上で、ど

	のように事業が出来るか検討するようになると思う。今年度は2回だが、今後については状況に応じて実施していきたい。
資 料	○会議次第 ○委員名簿 ○寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会要綱 ○ふれあい塾参加状況、児童クラブ利用児童数、寒川町放課後児童健全育成事業実施要綱、さむかわふれあい塾事業に関する実施要綱 ○放課後子ども総合プランについて
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	出席委員全員 (平成28年7月1日確定)